

令和7年度 公文書開示（10月決定分）

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分				(根拠規定) 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課 等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号		
1	R7. 10. 6	R7. 10. 20	事務引継書															東京都情報公開条例に基づく制度の趣旨目的から著しく逸脱している と明らかに認められるため	財務局経理 部総務課
2	R7. 8. 21	R7. 10. 20	入札説明書、契約条項その他の都が配布、貸与または縦覧に供したもの、 入札書その他の関連文書、東京都契約事務規則第64条により作成された記 録	1029	1														財務局経理 部契約第一 課
3	R7. 8. 21	R7. 10. 20	一般競争入札参加資格確認申請書、一般競争入札参加資格確認申請書添付 書類、入札書、内訳書、低入札調査数値的失格判定に係る申告書、積算内 訳書、見積資料表紙	360		1												(条例第 7 条第 2 号) 特定の個人を識別することができる情報であるため (条例第 7 条第 3 号) 法人の保有する入札契約における営業活動に関する情報であって、公 にすることにより、法人の事業活動が損なわれる情報であるため (条例第 7 条第 4 号) 公にすることにより、犯罪の予防等公共の安全と秩序の維持に支障を 及ぼすおそれがあるため (条例第 7 条第 6 号) 都が行う契約に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情 報であるため	財務局経理 部契約第一 課
4	R7. 8. 21	R7. 10. 20	東京国際展示場における令和 5 年 12 月から令和 10 年 2 月までの部分または 全館休館を伴う大規模改修工事（以下「本件改修工事」という。）に係る 次の公文書一式。なお、以下にいう「文書」は、電磁的記録を含むものと する。 2 本件改修工事に係る調達契約のうち、当該契約が随意契約により締結 されたものである場合において、東京都契約事務規則（昭和 39 年 4 月 1 日 東京都規則第 125 号）65 条により作成された記録。				1											請求のあった公文書は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手 続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）の規定が適用される調 達契約に係るものであり、本件改修工事においては、該当案件はない ため作成しておらず、当該公文書は存在しない。	財務局経理 部契約第一 課
5	R7. 8. 21	R7. 10. 20	建設工事の見積り等に係る設計図書等について、設計説明書、特記仕様 書、参考数量内訳書、工事監理等業務委託仕様書、工事監理等業務委託特 記仕様書、工事監理等業務委託内訳書、財務局事業に係る契約における情 報セキュリティの確保策について	1563	1														財務局建築 保全部施設 整備第一課
6	R7. 8. 21	R7. 10. 20	工事請負契約書、図面、特記仕様書、工事監理業務委託契約書	2840		1					1	1	1					(条例第 7 条第 2 号) 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるた め (条例第 7 条第 3 号) 公にすることにより事業運営上の正当な利益を害するおそれがあるた め (条例第 7 条第 4 号) 公にすることにより犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため	財務局建築 保全部施設 整備第一課
7	R7. 10. 8	R7. 10. 15	令和 6 年 4 月 1 日付電気設備工事積算標準単価（歩掛） 令和 6 年 4 月 1 日付機械設備工事積算標準単価（歩掛） 令和 6 年 4 月 1 日付電気設備工事積算標準単価（一次単価） 令和 6 年 4 月 1 日付機械設備工事積算標準単価（一次単価）	1240	1														財務局建築 保全部技術 管理課
8	R7. 10. 6	R7. 10. 30	令和 7 年 9 月 19 日（金）9 時 54 分 総務局総務部情報公開課から財務局経 理部総務課文書担当へ送付されたメール 令和 7 年 9 月 25 日（木）10 時 01 分 総務局総務部情報公開課から財務局経 理部総務課文書担当へ送付されたメール	3		1									1			(条例第 7 条第 6 号) 不特定多数の者から本来の業務目的以外の問合せが大量又は無差別に 行われるおそれがあり、当該職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼす おそれがあるため	財務局経理 部総務課
9	R7. 10. 6	R7. 10. 30	令和 7 年度において、情報公開条例等関連の問い合わせ等総務局情報公開 課より情報公開に関する問い合わせ等一切の関連文書。ただし、以下の文 書を除く。 令和 7 年 9 月 19 日（金）9 時 54 分 総務局総務部情報公開課から財務局経 理部総務課文書担当へ送付されたメール 令和 7 年 9 月 25 日（木）10 時 01 分 総務局総務部情報公開課から財務局経 理部総務課文書担当へ送付されたメール															補正依頼を行ったが、開示請求者から補正回答がなかったため	財務局経理 部総務課

表の見方

<決定区分>

- ・開示、一部開示、非開示（開示しない）、不存在（文書が存在しない）、存否応答拒否（文書があるかないかを明らかにしない）のうち、該当する項目に「1」を記入しています。

<（根拠規定）条例7条>

- ・一部開示及び非開示について、条例7条各号のいずれを根拠として非開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。

<公文書の件名>について

- ・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は○と表記しています。
- ・決定区分が不存在の場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。